

# 告 示

## 埼玉県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

唐子南部土地改良区

二 事務所所在地

東松山市